

米子市下水処理施設包括的維持管理業務委託契約書（案）

- 1 委託業務名 米子市下水処理施設包括的維持管理業務
- 2 業務場所 米子市安倍 3 0 0 番地ほか
- 3 契約期間 業務委託契約の締結の日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
- 4 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
- 5 業務委託費（予定） 金 円
【うち消費税及び地方消費税の額 金 円】
なお、実際の業務委託費は、【別紙 3】に規定する業務委託費の算出によって確定する。

上記の委託業務について、米子市上下水道局（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の各条項に従って業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、乙が共同企業体を結成している場合には、乙は、別紙の共同企業体協定書により本契約書記載の業務を共同連帯して履行する。

本契約成立の証として、本契約書〇通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年〇〇月〇〇日

甲 鳥取県米子市車尾南二丁目 8 番 1 号
米子市上下水道事業管理者
上下水道局長 下 関 浩 次

乙

第1章 総 則

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、本契約書に基づき、設計図書（本契約に関する実施要領、要求水準書その他甲が公表した書類及びこれらの書類に関する質問回答書（以下「実施要領等」という。）並びに本契約に関して乙が提出した企画提案書（以下「提案書」という。）をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、本契約の履行に当たり、設計図書に示す関連法令等及び要綱、各種基準値等（以下「関連法令等」という。）を遵守する。
- 3 本契約に定める催告、請求、通知、報告、承諾、指示及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 本契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 本契約の履行に関して、甲と乙との間で用いる計量単位は、本契約書及び設計図書（以下「本契約等」と総称する。）に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 本契約の履行に関して用いる時刻は、日本標準時とする。
- 9 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議を行い、その対応を決定するものとする。
- 10 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、本契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表構成員に対して行うものとし、甲が当該代表構成員に対して行った本契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、乙は、甲に対して行う本契約に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。

(用語の定義)

第2条 本契約における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「要求水準」とは、本契約に基づき、乙が達成しなければならない業務の水準及びその他遵守すべき事項をいう。
- (2) 「要求水準書」とは、要求水準を示す書類をいい、実施要領等のうち要求水準書（別紙及びこれに係る質問回答書を含む。）をいう。
- (3) 「法定基準」とは、関連法令等に基づき要求水準書により設定した基準をいい、契約期間において乙が必ず達成すべき基準をいう。
- (4) 「契約基準」とは、関連法令等及び過去の実績等に基づき要求水準書により設定した契約期間において乙が達成すべき基準をいう。
- (5) 「目標基準」とは、良好な放流水質又は汚泥性状を確保するために要求水準書により設定した基準をいう。

(業務の範囲)

第3条 甲は、乙に対し、本契約等に基づき、要求水準書中【別紙2】に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）の運転維持管理業務等（以下「本件業務」という。）を委託し、乙は、これを受託する。

2 乙の業務範囲は、要求水準書中【別紙3】に記載された業務とする。

3 乙は、本契約等で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用する機材及び薬品、消耗品などを決定し、本件業務を行うことができる。

(統括責任者及び副統括責任者)

第4条 乙は、本件業務の統括責任者及び副統括責任者を選任し、本契約締結後14日以内に、甲に届けなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

2 統括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 本契約書に定められた、本件業務の目的、内容等を十分理解し、現場の最高責任者として、本件業務の管理並びに従業員の指揮及び監督を行う。

(2) 業務委託費の変更、契約期間の変更、業務委託費の支払の請求及び受領、第5条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約等に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

3 統括責任者が不在となる場合は、副統括責任者が前項の職務を代行するものとする。

4 乙は、前項の職務を統括責任者に委任せず自ら行使しようとする場合は、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第5条 甲は、統括責任者又は副統括責任者が本件業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

2 前項の規定は、乙が業務を遂行するために使用している従事者、第43条の規定により乙が本件業務の一部の再委託をした者について準用する。

3 乙は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、その結果を当該請求を受けた日から14日以内に甲に通知しなければならない。

4 乙は、本件業務を監督する甲の職員の適正について疑義があるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を講じるよう請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項についてその措置を決定し、その結果を、当該請求を受けた日から14日以内に乙に通知しなければならない。

(契約期間及び業務期間)

第6条 契約期間は、本契約の締結の日から令和11年3月31日までとする。

2 業務期間は、令和8年4月1日（以下「業務開始日」という。）から令和11年3

月 31 日（以下「業務期間満了日」という。）までとする。また、本契約の締結の日から業務開始日の前日までの期間を本件業務の準備のための期間（以下「業務準備期間」という。）とし、乙の費用により、第 2 章に規定された本件業務を開始するための準備、本契約時において本件施設の運転維持管理を実施している者からの業務の引継ぎ等を行うものとする。

（優先関係）

第 7 条 実施要領等、本契約書及び提案書の各書類の間に矛盾又は齟齬がある場合、本契約書、実施要領等、提案書の順に解釈が優先するものとする。ただし、提案書中に実施要領等の求める水準を上回る事項がある場合においては、その事項に限り提案書を優先する。

（善管注意義務）

第 8 条 乙は、本件業務の実施に当たり、本件業務の公共性を認識して、常に善良な管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。

第 2 章 業務準備等

（施設機能の確認）

第 9 条 乙は、業務準備期間に、甲が提供する施設機能報告書に基づき、本件施設の原状について確認しなければならない。

2 乙は、前項の規定による確認において、本件施設の原状が施設機能報告書と一致していないことを確認したときは、速やかに甲にその内容を報告しなければならない。

3 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を確認し、当該確認の結果、本件施設の原状が施設機能報告書と一致していないことが認められるときは、乙と協議し、速やかに必要な処置を講じるものとする。

4 乙は、第 1 項の報告書とは別に、毎事業年度の末日ごとに、各該当年度の施設機能報告書を作成することとする。この場合においては、同項の確認事項及び第 3 項の協議結果を反映させるものとする。

（業務実施計画）

第 10 条 乙は、本契約の締結後、業務開始日の 30 日前までに、本契約等に記載された条件を満たす基本業務計画書を作成して甲に提出し、甲の承諾を受けるものとする。この場合において、当該基本業務計画書には、提案書に記載する内容を盛り込むものとする。

2 甲は、前項の規定により提出された基本業務計画書の内容に疑義がある場合は、乙に対し、必要に応じて改善を要求することができるものとする。この場合において、乙は、当該改善を行った基本業務計画書を、業務開始日までに、甲に提出して甲の承諾を受けなければならない。

- 3 乙は、基本業務計画書に基づき、乙が実施する本件業務に係る年間及び月間の計画を示した年度業務計画書（以下「業務計画書」という。）を作成し、各年度の4月1日の30日前までに、甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。
- 4 甲は、前項の規定により提出された業務計画書の内容に疑義がある場合、乙に対し、必要に応じて改善を要求することができるものとする。この場合において、乙は、当該改善を行った業務計画書を、当該年度の4月1日までに甲に提出し、承諾を受けなければならない。
- 5 乙は、業務計画書に基づき、本件業務を実施するものとする。
- 6 甲は、業務計画書に基づき本件業務が行われていないおそれがあると判断した場合、乙に説明を求めることができるものとし、乙の説明を受けた上で、なお業務計画書に基づき本件業務が行われていないと認めた場合、乙に改善（業務計画書の見直しを含む。）を指示することができるものとする。この場合において、乙は、改善結果を速やかに甲に報告するものとする。
- 7 乙が業務計画書の変更を希望する場合、乙は、変更希望日の30日前までに変更理由及び変更内容を甲に書面で提出し、甲の承諾を得るものとする。
- 8 甲は、業務計画書に記載された内容について、乙が実施していない、又は達成できていないことを認めた場合、【別紙3】に規定した基準に従い、乙に対し、業務委託費の減額等を請求することができる。

（許認可の取得等）

- 第11条 乙は、本件業務において、法令上必要な資格を有する者が実施すべき業務を実施する場合、その業務に必要な資格を有する者に担当させるものとする。
- 2 乙は、前項のほか、本件業務の実施に必要な許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し、業務に当たるものとする。

第3章 運転維持管理業務

（流入基準）

- 第12条 甲は、流入水の水量及び水質が、設計図書に定める流入基準（以下「流入基準」という。）を満たすよう、努めるものとする。

（放流水質目標基準又は放流水質法定基準を満たさない場合）

- 第13条 乙は、流入水を設計図書に定める放流水質に関する法定基準（以下「放流水質法定基準」という。）に適合させて放流する義務を負うとともに、放流水質に関する目標基準（以下「放流水質目標基準」という。）に適合させて放流する努力義務を負うものとする。
- 2 放流水質法定基準が達成されなかったときは、乙は、達成されていないことが判明した時点で直ちに甲へ報告するとともに、応急処置（場合によっては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の2による措置）をとるものとする。

- 3 流入基準が満たされているにもかかわらず、放流水質法定基準が達成されなかったときは、【別紙 2】に定める対応手順に従い、甲は、要求水準の未達の内容を明示した上で、乙に対して改善計画書の提出を命じることができる。
- 4 乙は、前項の規定により改善計画書の提出を命じられたときは、その日から 14 日以内に改善計画書を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 5 乙は、前項の規定による甲の確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 6 流入基準が満たされているにもかかわらず、放流水質法定基準が達成されなかったときは、甲は、【別紙 2】及び【別紙 3】に定められた基準に従い、業務委託費の減額又は第 29 条第 1 項の規定による損害賠償の請求若しくは第 32 条第 1 項第 3 号の規定による本契約の解除及び第 34 条の規定による違約金の請求を行うことができる。
- 7 【別紙 2】に示す、甲及び乙の双方に責めを帰すことができない事由により放流水質法定基準が達成されなかったときは、前 2 項の規定にかかわらず、甲は、業務委託費の減額、本契約の解除、損害賠償の請求又は違約金の請求は行わないものとする。また、甲及び乙の双方に責めを帰すことができない事由により放流水質法定基準が達成されなかった場合、乙は、乙に生じた追加費用（乙の故意又は過失により生じ又は増加した費用を除く。）を甲に請求することができるものとする。

（流入水の水量、水質の変化の把握）

- 第 14 条 乙は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が設計図書の範囲を逸脱している場合、速やかに甲に報告するものとする。
- 2 甲は、流入水量及び水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに乙に通知するものとする。

（流入水が流入基準を満たさない場合）

- 第 15 条 流入水の水量及び水質が、流入基準を満たさなかった場合、乙は、放流水質法定基準を達成することができるよう努めるものとし、甲から指示がある場合は、それに従うものとする。
- 2 前項の場合において、放流水が放流水質法定基準又は契約基準を満たしていないとき、乙は、責任を負わない。また、乙は、甲に対し、これにより生じた追加費用を【別紙 3】に従い請求することができる。ただし、乙が前項に違反した場合又は乙に故意若しくは過失がある場合は、この限りでない。

（その他の運転に関する条件）

- 第 16 条 流入水の処理に伴い発生する汚泥等の処理は、設計図書に定めるところによる。
- 2 流入基準が満たされているにもかかわらず、乙が設計図書に定める契約基準を満たしていなかったときは、【別紙 2】に定める対応手順に従い、甲は、要求水準の未達の内容を明示した上で、乙に対して改善計画書の提出を命じることができる。
- 3 乙は、前項の規定により改善計画書の提出を命じられたときは、その日から 14 日以内に改善計画書を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。

- 4 乙は、前項の規定による甲の確認を受けた後、改善計画書に従い本件業務を行うものとする。
- 5 流入基準が満たされているにもかかわらず、乙が設計図書に定める契約基準を満たしていなかったときは、甲は、【別紙2】及び【別紙3】に定められた基準に従い、違約金の徴収又は第29条第1項の規定による損害賠償の請求若しくは第32条第1項第3号の規定による本契約の解除及び第34条の規定による違約金の請求を行うことができる。
- 6 【別紙2】に示す、甲及び乙の双方に責めを帰すことができない事由により、乙が設計図書に定める契約基準を満たすことができないときは、前項の規定にかかわらず、甲は、違約金の徴収は行わないものとする。また、甲及び乙の双方に責めを帰すことができない事由により、乙が設計図書に定める契約基準を満たすことができないときは、乙は、乙に生じた追加費用（乙の故意又は過失により生じ又は増加した費用を除く。）を甲に請求することができるものとする。

（引継事項）

- 第17条 乙は、本件業務の開始後18か月以内に、本件施設特有の運転方法、留意事項等を記載した引継事項（本契約の終了後に本件施設を運転する者に必要となる事項を取りまとめた資料。以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備え置くものとする。乙は、引継事項を作成したときは、速やかに甲に提出するものとする。
- 2 甲は、いつでも、乙に対し、引継事項の内容の説明を求めることができる。
 - 3 乙は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。乙は、引継事項の内容を変更したときは、甲に対し、速やかに引継事項を変更した旨を報告するものとする。

第4章 保全管理業務

（本件施設の保全管理）

- 第18条 乙は、設計図書に記載された本件施設の保全管理業務を行うものとする。

（修繕）

- 第19条 本件施設において、設備等の修繕の必要が生じた場合、乙は、修繕が必要である設備の現況とその理由を書類に記載し、修繕に係る見積書を徴収した上で乙の判断により修繕を実施する。ただし、当該修繕は、その費用が1件当たり130万円（その額は、見積金額によるものとし、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。）以下、年間上限額3,500万円（その額は、見積金額によるものとし、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。）未満とし、当該修繕に係る見積費用が1件当たり130万円を超える場合には、乙は修繕が必要である設備の現況と理由を記載した書類及び修繕に係る見積書を添付し、速やかに甲へ報告するものとする。

- 2 甲は、乙から前項の規定による報告があった場合、速やかにその内容の確認を行い、必要な処置を講じるものとする。
- 3 乙は、自ら修繕を実施した場合、その修繕対応結果を記録し、速やかに修繕実施報告書を甲に提出する。
- 4 甲は、前項の修繕実施報告書の提出があった場合、必要に応じて乙に説明を求め、また、修繕実施箇所の現地確認を求めることができる。
- 5 乙は、修繕計画を各年度単位で履行することを基本とする。なお、各年度内の修繕実績集計額が各年度の修繕設計額に対して過不足が生じた場合には、その費用の負担については、甲と乙との協議によるものとする。

（施設等の改善請求）

第20条 乙は、本件業務を実施する上で、甲の責めに帰すべき事由により本件施設に関わる施設、設備及び機器等に支障が生じた場合、甲に対し、その改善請求を行うことができる。

- 2 乙は、前項の改善請求を行う場合、次の事項を明らかにした改善請求書を提出しなければならない。
 - （1）改善が必要な理由
 - （2）必要な改善措置案
 - （3）正常な管理を行ってきた記録（証拠の添付）
- 3 甲は、改善請求書の提出があった場合、乙と協議し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

（回復措置請求）

第21条 第28条の規定による履行監視・評価の結果、第18条の保全管理業務がなされていないと甲が判断した場合、甲は、違反内容を明示した上で、乙に対して改善計画書の提出を命じることができる。

- 2 乙は、前項の規定により改善計画書の提出を命じられたときは、その日から14日以内に改善計画書を甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
- 3 乙は、前項の規定による甲の確認を受けた改善計画書に従い、本件業務を行うものとする。
- 4 甲は、第2項の期限内に乙が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）又は改善計画書どおりに本件業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、乙に対し、施設機能の回復に必要な措置を乙の負担により行うことを請求することができる。
- 5 乙は、前項の規定による請求（以下「回復措置請求」という。）の全部又は一部に不服がある場合、甲に対し、同項の書面の交付を受けた後5日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。
- 6 甲は、前項の書面を受領した後14日以内に、乙に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。

- 7 前項の規定により撤回をしない旨の通知がなされた場合、乙及び甲は、それぞれの主張の根拠となる資料を同項の通知の日から10日以内に相手方に対して提出し、協議するものとする。

第5章 環境計測、業務報告等

(要求水準を満足しない場合の対応)

- 第22条 乙は、設計図書に示す要求水準を満たしているかを確認するため、必要な計測を行う。この場合において、当該計測の結果、設計図書に示す要求水準を満たしていないときは、乙は、第13条から第16条まで及び【別紙2】に定める措置を行うものとする。
- 2 乙は、前項に定める計測の結果及び乙が行った措置について、次条の規定に従って計測項目ごとに甲に報告する。

(業務の報告)

- 第23条 乙は、本件施設の点検及び前条の規定による環境計測の結果について、日誌を作成するものとし、甲から請求があった場合、速やかに、当該日誌を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、業務実施報告書の月報及び年報を作成し、甲に提出する。また、本契約に関して、甲から提出が求められた書類がある場合は、その書類も甲に提出する。
- 3 甲は、日誌、月報及び年報の内容について、乙に説明を求め、また、必要な範囲で、乙が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。
- 4 乙は、作成した日誌を、契約期間終了後に甲に提出するものとする。
- 5 乙が甲に提出すべき書類の各種様式は、甲、乙双方で調整して定めるものとする。

第6章 甲の義務

(委託費等の支払)

- 第24条 甲は、前条第2項の月報を受領したときは、受領した日から10日以内に月報の内容を検査し、乙にその結果を通知する。
- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定は、前項の規定による補正の完了及び再検査の場合に準用する。
- 4 乙は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定による検査結果の合格通知を受けた後、対象月の流入水の水量や、放流水質目標基準等の達成状況等を基に、【別紙3】に従い各月の業務委託費（本契約に従い乙が甲に請求できる費用を含む。）を算定する。この場合において、算定された業務委託費については、固定費、変動費及び電気費に係る請求のそれぞれの額を明示した書面（以下「請求書類」という。）

により甲に請求する。ただし、乙が本契約に違反した場合、甲は、【別紙 3】に定めるところにより、甲が支払う業務委託費の額を減額することができるものとする。

- 5 甲は、請求書類を受理した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に業務委託費を支払うものとする。
- 6 甲が第 1 項に規定するところに従い検査を行わないときは、第 1 項に規定する期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、業務委託費を直ちに乙に支払うものとする。
- 7 甲及び乙は、毎年度、乙が甲に提出した年度業務報告書に基づき、当該年度において甲が乙に支払った業務委託費について清算するものとする。

（著しく賃金又は物価が変動した場合等の精算）

- 第 25 条 甲又は乙は、契約期間内に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託費が不適当となったと認めたときは、甲、乙協議の上、精算を行う。
- 2 緊急対応又は災害時対応を乙が行った場合に、甲、乙協議の上、甲が適当と認めた場合には、乙は、甲にその対応に要した費用を請求することができる。
 - 3 予期することのできない特別の事情により、業務委託費が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前 2 項の規定にかかわらず、甲、乙協議の上、相手方に請求することができる。
 - 4 甲又は乙は、前 3 項の規定に基づく請求があったときは、【別紙 4】に従い、業務委託費の精算を行うものとする。
 - 5 業務委託費の精算は、契約期間内の毎年〇〇月に、契約締結時（精算を行っている場合は前回の精算時）から〇〇月までの委託費精算の有無、精算金額等について甲と乙とが協議して定める。
 - 6 契約最終年度〇〇月から契約終了日までの業務委託費の精算については、甲と乙とが協議して定める。

（業務委託費の限度額）

- 第 26 条 本契約において、各会計年度における業務委託費の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。ただし、【別紙 3】により業務委託費を算出した結果、当該算出した額が支払限度額を超える場合は、当該算出した額を支払限度額とする。

令和 8 年度	金	円（うち消費税及び地方消費税	円）
令和 9 年度	金	円（うち消費税及び地方消費税	円）
令和 10 年度	金	円（うち消費税及び地方消費税	円）

- 2 甲は、前項ただし書の規定のほか、予算上の都合その他の必要があるときは、支払限度額を変更することができる。

（契約不適合責任）

- 第 27 条 甲は、第 19 条に基づき乙が修繕し引き渡された修繕部分が本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、修繕部分

の修繕のやり直し又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて業務委託費の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託費の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行監視・評価)

第28条 甲は、随時、甲の費用で、業務計画書で定められた運転管理及び保全管理の手順・方法・頻度等のプロセスの履行状況を自ら監視し、要求水準に対する運転管理プロセス及び保全管理プロセスによって得られた成果の評価を行うものとし、乙は、これに協力するものとする。この場合において、甲は、乙の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。

2 甲は、前項の履行監視及び評価を行うために、通常の営業時間内において、本件施設へ立ち入ること、また、適宜乙に説明又は必要な資料の提供を求めることができるものとし、乙は、これに協力するものとする。

第7章 損害賠償

(損害賠償)

第29条 乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、乙は、甲に対して、甲に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、甲は、乙に対して、以下の事由により乙に生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(1) 乙の責めに帰さない理由により流入基準に反する水量又は水質の流入水の流入があり、それによって乙に損害が生じた場合（【別紙2】1.第2段階（3）に基づく追加費用の支払があった場合は、その額を除く。）

(2) 前号のほか、甲の本契約に定める規定への違反その他甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害が生じた場合

3 乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。乙の責めに帰すべき事由により甲が第三者に対

して損害賠償義務を負う場合、甲は、乙に対して求償権を行使することができる。

- 4 甲の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、甲は、当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。甲の責めに帰すべき事由により乙が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、乙は、甲に対して求償権を行使することができる。
- 5 乙は、契約期間中、自己の費用により必要な保険に加入するものとする。乙は、加入する保険を全て業務期間開始前に契約するものとし、業務期間の開始に先立ち、その保険証書の写しを甲に提出する。

(責任範囲)

第30条 乙及び甲の責任範囲については、【別紙1】に従うものとする。

第8章 契約終了

(期間満了による終了)

第31条 契約期間満了により本契約が終了した場合、乙は、次に掲げる義務を負う。

- (1) 乙は、新たに本件施設を運転する者に対し、本件施設が設計図書に示す保全管理業務等に係る要求水準（以下「保全管理等要求水準」という。）を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を引き渡すものとする。
- (2) 乙は、業務期間満了時において、業務期間開始時に甲から貸与された備品・材料品類及び各施設に保管する薬品、燃料等と同等かつ同数量以上のものを甲に引き渡すものとする。
- 2 甲は、本契約終了の30日前から14日前までの期間内において甲が決定した日に、施設機能の評価を行う。
- 3 前項の規定による施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理等要求水準を満たしていないと甲が判断した場合、甲は、乙に対し、本件施設が保全管理等要求水準を満たすために必要な措置を乙の負担において行うことを請求することができる。ただし、甲は、施設機能の評価を実施した日から14日以内に、請求するものとする。
- 4 前項の評価後、本契約終了時まで、本件施設について設計図書に示す保全管理等要求水準の未達が判明した場合、甲は、これにより甲に生じた損害及び費用を乙に請求することができる。ただし、甲は、本契約終了後14日以内に、違反の内容を乙に対して通知するものとする。
- 5 第2項による請求がなされた場合、第21条第5項から第7項までの規定を準用する。

(甲による契約解除)

第32条 乙について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、甲は、乙に対する通知により直ちに本契約を解除することができる。ただし、債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、本件業務に着手すべき期日を過ぎても本件業務に着手しないと

き。

(2) 第4条に掲げる者を設置しなかったとき。

(3) 第13条第6項に該当する場合（【別紙2】で定められた本契約の解除の条件を満たす場合に限る。）。

(4) 第21条の規定に基づく回復措置請求に正当な理由なく従わない場合。ただし、乙による不服の申立てにより同条第5項から第7項までに規定する手続がなされている期間においては、回復措置請求に従わないことを理由に解除することはできない。

(5) 第37条第1項の表明及び保証に違反した場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約の規定に違反し、甲が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から14日以内に正当な理由なく違反が是正されなかった場合。

(7) 小切手又は手形の不渡りがあった場合（2号不渡りがあった場合を除く。）

(8) 本契約等に基づく業務が困難であると合理的に認められる場合

(9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）、特別清算手続開始（乙が株式会社である場合に限る。）その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、3か月前までに乙に通知をすることにより、いつでも本契約を終了させることができる。

3 前条第1項の規定は、この条の規定により本契約が終了する場合に準用する。また、

この条の規定により本契約が終了する場合、甲が施設機能の評価を行う。

- 4 前項の規定による施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理等要求水準を満たしていないと甲が判断した場合、甲は、乙に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を乙の負担において行うことを請求することができる。
- 5 前項による請求がなされた場合、第21条第5項から第7項までの規定を準用する。

(談合等による契約解除)

第33条 甲は、乙が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により本契約が終了する場合について準用する。

(違約金)

第34条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、頭書記載の業務委託費の100分の10を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

- (1) 第32条第1項又は前条第1項の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次のいずれかに掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(損害賠償の予定)

第35条 乙は、第33条第1項各号のいずれかに該当するときは、本件業務の終了の

前後を問わず、又は甲が本契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託費の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による損害賠償金は、乙が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、甲は、乙の代表構成員であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、乙の代表構成員であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額についての請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（乙による契約解除）

第36条 乙は、次の各号のいずれかに該当した場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- （1）甲が、業務委託費の支払を1か月以上遅延した場合
- （2）甲の責めに帰すべき事由により、本件業務の遂行が不可能となった場合
- （3）甲が次条第2項の表明及び保証に違反した場合

2 前項の規定により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、これにより生じた損害を請求することができる。

3 第32条第3項から第5項までの規定は、この条の規定により本契約が終了する場合について準用する。

4 第1項に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、本契約の解除をすることができない。

第9章 その他

（表明及び保証）

第37条 乙は、甲に対し、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- （1）乙による本件業務の遂行が乙に適用される一切の法令に違反しないこと。
- （2）第32条第1項第7号から第9号までに規定する事由が生じていないこと。
- （3）公租公課を滞納していないこと。

- (4) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起され又は開始されておらず、また、乙の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 甲から指名停止の処分を受けていないこと。
- (6) 本契約に関し、乙が甲に対して提供した情報がその重要な点において全て正確であること。
- 2 甲は、乙に対し、本契約の締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。
- (1) 甲が乙に交付した書面が、重要な点において全て正確であること。
- (2) 本契約の締結に必要な手続を全て完了していること。
- 3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、甲又は乙は、それぞれの相手方に対して速やかに通知するものとする。

（甲による委託内容の変更）

- 第38条 甲は、法令の変更、技術の革新その他の理由により本件業務の内容の変更を希望する場合、乙に対して、変更を希望する日（以下この条において「変更日」という。）の3か月前までに変更案（業務委託費部分を含まない。以下この条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、甲は、事前に変更案について乙の意見を聞くよう努めなければならない。
- 2 乙は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1か月以内に、甲に対し、変更案に対応する業務委託費に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容及び【別紙3】と同様の内容を含むものとする。）を提出するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、前項の見積りを受領してから1か月以内に当該見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 甲が第2項の見積りを承諾しない旨を乙に対して通知した場合、甲及び乙の協議により変更案及び業務委託費を定めるものとする。当該協議が前項の通知を受け取った後1か月以内（なお、この期間については甲及び乙の合意の上変更することができる。）に成立しない場合、甲は、変更案の撤回又は本契約の終了のいずれかを乙に対して通知するものとする。甲が本契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとし、これにより本契約が終了した場合、第31条の規定を準用する。
- 5 甲は、公益上やむをえない事由がある場合、第1項の期間を短縮することができる。この場合、乙は変更案の受領後、可能な限り速やかに第2項の見積りを甲に提出しなければならない。

（乙による委託内容の変更）

- 第39条 乙は、本件業務の内容の変更を希望する場合、甲に対して、変更を希望する日（以下この条において「変更日」という。）の3か月前までに変更案（業務委託費部分を含む。以下この条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、乙は、事前に変更案について甲の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 甲は、乙に対し、前項の変更案を受領してから1か月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、甲、乙協議の上変更することができるものとする。

(不可抗力)

第40条 暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他通常予想を超えた自然的又は人為的な事象であって、甲及び乙の責めに帰することができない事由（流入水質及び流入水量が、設計図書に示す流入基準から著しく逸脱している場合を含む。以下「不可抗力」という。）により、本件業務が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、乙は、甲の指示に従い対応するものとし、また、本件施設への被害及び本件業務への影響を軽減することができるよう努めるものとする。これにより発生する費用は、甲の負担とする。ただし、乙の故意又は過失によって要した費用が増加した場合は、当該増加分は、乙の負担とする。

- 2 前項に規定する本件施設の損傷により、本件業務を行うことができなかった期間の業務委託費については、固定費相当分を支払うものとする。

- 3 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、甲は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、甲は、直ちに、本契約を解除することができるものとする。

- 4 前項の委託内容の変更又は本契約の解除により生じた費用については、甲の負担とする。

(契約の変更)

第41条 第38条から前40条までに定めるほか、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(契約上の地位の譲渡等)

第42条 乙は、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託)

第43条 乙は、本件業務の全部又はその主たる部分を、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(インセンティブ)

第44条 乙が本件業務における運転管理効率化等を行った場合、次のア及びイのとおりインセンティブとする。

ア 固定費及び変動費

乙が次条第1項に規定する本件業務における運転管理効率化等により、【別紙3】

1. に規定する計算式により算出した結果が、同項の表に規定する額を下回った場合に、その下回った部分については乙の収益とする。

イ 電気費

乙の創意工夫、効率的な運転管理により、電気費代を削減することができた場合、甲、乙協議の上、甲が認めた削減分を精算し、乙に当該削減分に相当する額を支払う。

(通知)

第45条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面により行うものとする。

2 甲の乙に対する通知は、甲の定める方式により乙が甲に届け出た場所に対して行うものとする。

3 前項の届出内容に変更があった場合、乙は、速やかに、甲に届け出なければならない。

(秘密保持)

第46条 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から秘密情報として知り得た情報を責任をもって管理し、本契約の履行以外の目的で係る情報を使用してはならず、次の各号に該当する場合及び本契約において別段の定めがある場合を除いては、相手方から入手した相手方に関する情報（第10条に定める業務実施計画を含む。）を、第三者に対して開示してはならない。

(1) 本契約の締結時に、公知である情報又は情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらずに本契約の締結後に公知となった情報を開示する場合

(2) 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。

(3) 本契約の締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約の締結に関連して相手方に開示された情報を除く。

(4) 法令又は条例により開示が義務付けられる場合（議会の開示請求がある場合を含む。）において、法令又は条例上必要である範囲内において開示する場合

(5) 甲又は乙の弁護士、公認会計士又は税理士に対して、必要である範囲内において開示する場合

(6) 相手方が書面により承諾した場合

(7) 本契約が第32条又は第33条のいずれかにより解除された場合において、解除後に本件施設に関する業務を承継する者に対して第10条に定める基本業務計画書又は年度業務計画書を開示する場合

2 前項の義務は、本契約の終了後も存続するものとする。

(個人情報の保護)

第47条 乙は、本件業務の実施に当たり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正かつ厳重に管理するものとし、甲の提供する施設又はあらかじめ甲から承諾を得た場所（次項において「甲の施設等」という。）以外の場所に個人情報記録資料（個人情報が記録さ

れた文書、図面その他の資料をいう。以下同じ。)を持ち出してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、やむを得ない理由により甲の施設等以外の場所に個人情報記録資料を持ち出す必要が生じたときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、前項の承諾をする場合には、乙が持ち出すことができる個人情報記録資料の範囲を定めるほか、乙において当該個人情報記録資料を厳重に管理することを条件に付するものとする。
- 4 乙は、本件業務を実施するために甲から個人情報記録資料を引き渡された場合には、当該引き渡された個人情報記録資料を複写し、又は複製してはならない。ただし、当該複写又は複製に関し、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 乙は、前項の規定により引渡しを受けた個人情報記録資料を、本件業務の完了後、直ちに、甲に返還しなければならない。
- 6 乙は、本件業務を実施するために個人情報記録資料を自ら収集し、又は作成した場合には、本件業務の完了後、直ちに、当該個人情報記録資料を廃棄しなければならない。
- 7 甲は、乙に個人情報を取り扱わせる場合には、当該個人情報の安全な管理を図るため、乙に対し、当該個人情報の管理について、随時、必要な調査又は監督を行うことができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。
- 8 乙は、本件業務の実施に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷（以下この項において「事故」という。）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとし、事故が生じたとき、又は事故が生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、甲は、個人情報の保護に関し必要があると認めるときは、乙に対し、指示をすることができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

（準拠法及び管轄裁判所）

第48条 本契約は、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

- 2 本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（遅延損害金）

第49条 甲が本契約に基づいて履行すべき業務委託費その他の金銭の支払を遅延した場合、甲は、乙に対して、遅延した期間の日数に応じ、当該支払を遅延した金銭の額に対し本契約を締結した日において適用される米子市上下水道局契約規程（平成17年水道局管理規定第28号）において準用する米子市契約規則（平成17年米子市規則第43号）第12条第1項に規定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

- 2 乙がこの契約に基づいて履行すべき賠償金、損害金その他の金銭の支払を遅延した場合、乙は、甲に対して、遅延した期間の日数に応じ、当該支払を遅延した金銭の額に対し本契約を締結した日において適用される米子市上下水道局契約規程に

において準用する米子市契約規則第 12 条第 1 項に規定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として支払うものとする。

【別紙 1】 責任範囲

リスク分担表

項目	No.	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				甲	乙
共通	1	契約締結リスク	甲の責めにより契約を結べない、又は契約手続に時間を要する場合	○	
	2		乙の責めにより契約を結べない、又は契約手続に時間を要する場合		○
	3		本契約に関する議決が得られない場合	○	
	4	税制度の変更リスク	乙に影響を及ぼす税制度の変更(法人税等)		○
	5		広く全般に影響を及ぼす税制度の変更(消費税等)	○	
	6	法令等の変更リスク	本契約に直接関係する法令等の変更	○	
	7		本契約のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	8	第三者賠償リスク	乙の行う業務に起因する事故、乙の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
	9		乙の委託範囲において、業務実施段階における浸水、騒音、振動、悪臭等による場合		○
	10		上記以外のもの	○	
	11	住民問題リスク	本件業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
	12		乙の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	13	環境保全リスク	乙が行う業務に起因する環境問題(周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)		○
	14		上記以外のもの	○	
	15	事故・災害リスク	乙の責めによる労災事故(乙及び関係者による事故を含む。)、設備の破損・損傷、場内の不法投棄等		○
	16		上記以外のもの	○	
	17	本件業務中止・延期に関するリスク	甲の指示、議会の不承認によるもの	○	
	18		甲の責務不履行によるもの	○	
	19		乙の業務放棄、破綻によるもの		○
	20	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	
	21	不可抗力リスク	天災、暴動等による本件業務の変更・中止・延期	○	
維持管理	22	計画変更リスク	本件業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	23	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
	24	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
	25		上記以外の経費の増加		○
	26	性能未達成リスク	契約条件下での要求水準の未達成		○
	27		不可抗力等による要求水準の未達成	○	
	28	修繕等の遅延リスク	甲発注の「修繕工事、改築工事、第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能の不足	○	
	29		乙発注の「修繕工事、第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能の不足		○
	30	情報・条件のリスク	甲からの開示された情報・条件の不整合	○	○
	31	突発修繕費の増大リスク	性能未達など、乙の責めによる補修費の増大		○
	32		上記以外によるもの	○	
	33	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、乙が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
	34		乙の責めにより施設が損傷した場合		○
	35		不可抗力等による施設の損傷	○	
	36		上記以外のもの(甲、乙協議により定める。)	○	○

上記以外については、甲、乙協議して定める。

【別紙 2】 要求水準を満足しない場合の対応

1 放流水質の法定基準

第 1 段階：未達の確認、報告

乙は、水質試験業務により放流水質が法定基準を満たしていないことを把握したときは、直ちに甲に報告し、応急措置を行う。

第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- (1) 流入水が流入基準を満たしているにもかかわらず、設計図書に示す放流水質法定基準が達成されなかったときは、乙は、原則として主体的に要求水準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。また、第 13 条第 3 項に基づき、乙は改善計画書を作成し甲に提出する。
- (2) 流入水が流入基準を満たさなかった場合においても、乙は、放流水質法定基準を達成することができるよう努めるものとし、甲から指示がある場合は、それに従うものとする。
- (3) 原因究明、改善計画書の作成及び実施に係る費用は、乙が負担する。ただし、甲及び乙の双方に責めを帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合には、乙は、上記に係る費用を甲に請求することができる。
- (4) 乙は、自らの負担で行う水質試験業務において、改善措置の効果を確認し、放流水質法定基準を満足できるようになるまで、改善状況を甲に報告する。

第 3 段階：業務委託費の減額

流入水が原因である場合並びに甲及び乙の双方に責めを帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合を除き、放流水質法定基準を満足できない場合は、【別紙 3】のとおり業務委託費を減額する。

第 4 段階：契約解除、違約金

流入水が原因である場合並びに甲及び乙の双方に責めを帰すことができない事由により要求水準が満たせない場合を除き、放流水質法定基準を満足できない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合又は改善計画書が期限内に提出されない場合若しくは改善計画書どおりに業務を行わない場合、甲は本契約を解除することができる。この場合、乙は、第 34 条第 1 項に基づき、定められた違約金を支払う。

2 汚泥の契約基準

第1段階：未達の確認、報告

乙は、汚泥試験業務により契約基準を満たしていないことを把握したときは、直ちに甲に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- (1) 契約基準未達の場合には、乙は、原則として主体的に契約基準未達の原因究明を行い、改善措置を行う。また、第16条第2項及び第3項の規定に基づき、乙は、改善計画書を作成し甲に提出する。
- (2) 流入水が流入基準を満たさなかった場合においても、乙は、契約基準を達成することができるよう努めるものとし、甲から指示がある場合は、それに従うものとする。
- (3) 原因究明、改善計画書の作成及び実施に係る費用は、乙が負担する。ただし、甲及び乙の双方に責めを帰すことができない事由により契約基準が満たせない場合には、乙は、上記に係る費用を甲に請求することができる。
- (4) 乙は、自らの負担で行う分析において、改善措置の効果を確認し、契約基準を満足できるようになるまで、改善状況を甲に報告する。

第3段階：違約金の徴収

甲及び乙の双方に責めを帰すことができない事由により契約基準が満たせない場合を除き、【別紙3】のとおり違約金を徴収する。

第4段階：契約解除、違約金

甲及び乙の双方に責めを帰すことができない事由により契約基準が満たせない場合を除き、契約基準を満足できない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合又は改善計画書が期限内に提出されない場合若しくは改善計画書どおりに業務を行わない場合、甲は、本契約を解除することができる。この場合、乙は、第34条第1項に基づき、定められた違約金を支払う。

【別紙３】 業務委託費等の計算方法

1 業務委託費の考え方

甲が乙に支払う業務委託費は、次の算式によって算定される。

$$(\text{業務委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費}) + (\text{電気費})$$

$$(\text{変動費}) = (\text{変動費原単位}) \times (\text{処理水量 (実績値)})$$

ここで、

固定費：本件施設における流入水量の増減にかかわらず変動しない費用

変動費：本件施設における流入水量の増減に応じて比例的に増減する費用

電気費：本件施設の運転管理業務等に使用する電力に係る電気料金に相当する費用

業務期間中の各年度における固定費、変動費（見込額）及び電気費（見込額）の内訳、月額業務委託費は次のとおりとする。変動費は、流入水量の実績に応じて算出し、電気費は、電力会社からの請求額に基づき算出する。

区分	固定費 (円)	変動費 (円)	変動費単価 (円/㎥)	電気費 (円)	合計 (円)
令和８年度					
令和９年度					
令和１０年度					
合計			—		

単位：（円）

区分	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
４月			
５月			
６月			
７月			
８月			
９月			
１０月			
１１月			
１２月			
１月			
２月			
３月			
年度計			
総額			

※上記費用の詳細な内訳については、乙が作成し甲に提出する。

2 流入水が設計図書に示す流入基準を満たしている場合（基準外であるが特別な処理等がなく、甲と乙で対応可能と合意した場合を含む。）

（1）放流水質が設計図書に示す放流水質法定基準を満たしている場合、固定費＋変動費＋電気費の全額を支払う。

（2）放流水質が設計図書に示す放流水質法定基準を満たしていない場合、次の算式に従って固定費を減額する。

$$(\text{減額料}) = (\text{法定基準未達日数}) / 30 \text{ 日} \times (\text{当該年度固定費の月額分})$$

（3）脱水汚泥含水率（年間平均値）が設計図書に示す契約基準を満たしていない場合、超過分に係る水分の運搬及び処分に係る費用として次の算式に従って違約金を徴収する。

$$P_s = (W - 85.0) / 100 \times C$$

P_s : 脱水汚泥含水率の要求水準未達に係る違約金

W : 乙が実施する汚泥試験で得られた計測値より算出される、当該事業年度の汚泥含水率の年間平均値（％）

85.0 : 契約基準値

C : 脱水汚泥の運搬及び処分に係る当該事業年度における甲の費用

3 流入水が設計図書に示す流入基準を超え、特別な処理等で対応した場合

（1）甲が乙に支払う業務委託費は、次の算式によって算定される。

$$(\text{業務委託費}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費原単位}) \times (\text{処理水量}) + (\text{電気費}) + (\text{追加費用})$$

ここで、追加費用とは、流入基準を満たさない流入水を処理して放流水質法定基準を満たすために要した費用をいう。

（2）設計図書に示す法定基準又契約基準のいずれかを満たしていない場合でも、業務委託費の減額は行わない。この時、法定基準又は契約基準を満たしていないことによる法令上の罰金等や第三者からの損害賠償は、甲が負担するものとする。

4 1 から 3 までに掲げる場合以外の場合で、業務計画書に記載された業務が履行されていない場合又は設計図書に示された業務が履行されていない場合、固定費を減額する。

減額幅は、次の算式に従って算出する。

$$(\text{減額料}) = (\text{当該年度固定費}) \times (\text{業務計画不履行日数}) / 365 \text{ 日} \times 0.5$$

ここで、

業務計画不履行日数：改善計画書において予定された改善期間終了日の翌日から是正されたことを甲が確認した日までの日数をいう。委託料の減額は、業務計画書に記載された業務又は設計図書に示された業務の不履行が是正されたことを甲が確認し、委託料の変更協議が整った月の委託料で行う。

【別紙 4】 業務委託費の精算

1 スライド条項及びインフレ条項による業務委託費の見直し

(1) 業務委託費内訳書に示される業務委託費の各構成項目については、毎年度、変動要素を勘案した精算を行うものとする。

(2) 変動要素の精算の基本的な考え方

変動要素の精算に関しては、次に定めるルールを適用する。

- ① 変動要素は、契約期間内の毎年〇〇月に、甲と乙とが協議して定め精算する。
- ② 変動要素の精算は、固定費及び変動費原単位のそれぞれごとに±1.5%の許容範囲を置く。許容範囲については、業務価格入札時点における最新確報値を基準とする。
- ③ 契約最終年度〇〇月から契約終了日までの変動要素の精算については、甲と乙とが協議して定める。

(3) 業務委託費の精算は、次に定める項目について行うものとし、業務価格入札時点における最新確報値を基に、補正を行い、当該年度の業務委託費（固定費及び変動費）を精算する。なお、電気、ガス料金、保険料については、精算対象外とする。

① 人件費

厚生労働省が発行する毎月勤労統計調査（その他のサービス、事業規模：30人以上、賃金指数：きまって支給する給与、就業形態：一般労働者）の年平均賃金指数（確報値）を適用する。

② 上水道料金

米子市上下水道局の基本料金及び単価を適用する。

③ 工業用水料金

鳥取県企業局の工業用水契約料金及び単価を適用する。

④ 維持管理費のうち点検費用、環境整備費用

実施項目に対し委託金額に著しく不適当な事項が発生したと判断する場合のみ甲、乙協議して定める。

⑤ 薬品費、燃料費

日本銀行調査統計局が公表する企業物価指数（国内）（薬品費：化学製品、燃料費：石油製品）を適用する。

2 緊急時、災害時対応に対する精算

大雨時の異常流入時で溢水等が発生した場合又は災害時に乙が緊急対応を行った場合は、甲、乙協議の上、甲が負担することが適当と認めた場合に精算する。

3 インセンティブ条項による精算

(1) ユーティリティ費用（（2）に掲げるものを除く。）

乙の創意工夫、効率的な運転管理により、ユーティリティ費用（水道代、薬品代等）を削減することができた場合、削減分を乙のインセンティブ（第44条に規定

による乙の収益をいう。以下同じ。)として、乙へ配分する。ただし、流入水量の減少や物価変動による調達原価等の減少などの乙の創意工夫又は効率的な運転管理によらない削減分については、インセンティブの適用範囲外とする。

(2) 電気費 ((1)に掲げるものを除く。)

乙の創意工夫、効率的な運転管理により、電気費を削減することができた場合、甲、乙協議の上、甲が認めた削減分を精算し、乙にインセンティブとして当該削減分に相当する額を支払う。

ただし、流入水量の減少や物価変動による調達原価等の減少などの乙の創意工夫又は効率的な運転管理によらない削減分については、インセンティブの適用範囲外とする。